



2022年11月9日

各 位

会 社 名 Shinwa Wise Holdings 株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 倉田 陽一郎
(東証スタンダード・コード2437)
問 合 せ 先 取 締 役 岡崎 奈美子
電 話 番 号 03-5537-8024
(<http://www.shinwa-wise.com>)

当社控訴審判決に関するお知らせ

2022年3月31日「当社に対する訴訟の判決・控訴の提起・特別損失の計上に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、当社は、元役員から提起された訴訟(以下、「本件訴訟」といいます。)について、控訴を提起しておりましたが、2022年11月9日、東京高等裁判所により判決が言い渡され、本日、判決文を当社代理人経由で受領しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決のあった年月日及び裁判所

- (1) 判決日 :2022年11月9日
- (2) 裁判所名 :東京高等裁判所

2. 被控訴人(第一審原告)

氏名:佐野洋二
住所:神奈川県藤沢市

3. 訴訟の提起から控訴審判決に至った経緯

当社の元役員であった被控訴人(第一審原告)が、正当な理由なく監査役を解任されたとして、残任期中の報酬相当額から既払額を控除した残額及び遅延損害金の支払いを求め訴訟を提起し、2022年2月16日に、東京地方裁判所において、当社に対して損害賠償を命じる判決が言い渡されました。なお、第一審判決の内容は、2022年3月31日「当社に対する訴訟の判決・控訴の提起・特別損失の計上に関するお知らせ」に記載の通りです。

当社は、この判決を不服として2022年2月28日に控訴しましたが、控訴審において、東京高等裁判所は、第一審判決の結論を維持し、当社の控訴は棄却されました。

4.控訴審判決の内容

- (1)本件控訴は棄却する。
- (2)控訴費用は控訴人の負担とする。

5.業績に与える影響

控訴審判決においては、結論として当社の主張が認められなかったことは大変遺憾に存じます。今後の対応については、判決の内容を精査し、訴訟代理人とも協議の上、決定いたします。

本件につきましては、訴訟損失引当金繰入額として3,280万円を特別損失に計上済みであり、

この判決が当社の業績に与える影響は軽微と考えております。

なお、今後、開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以上